

ぐんぎんID利用規定

変更前	変更後
<p>第1条 ぐんぎんID ～ 第3条 各種サービス (省略)</p> <p>第4条 ぐんぎんIDのユーザー登録</p> <p>1. 当行所定の条件を満たす当行の普通預金の預金者で、自身の使用する電子メールアドレスをお持ちのお客さまは、次項以降に定める方法により、ぐんぎんIDのユーザー登録をすることができます。ただし、「ぐんぎん手続きアプリ」、「オンラインアプライ」により口座開設と同時にぐんぎんIDのユーザー登録を申し込む場合は、登録方法が異なる場合があります、申込チャネルごとに定められる所定の方法によるものとします。 (省略)</p> <p>第5条 利用口座の登録 ～ 第15条 準拠法・合意管轄 (省略)</p>	<p>第1条 ぐんぎんID ～ 第3条 各種サービス (変更なし)</p> <p>第4条 ぐんぎんIDのユーザー登録</p> <p>1. 当行所定の条件を満たす当行の普通預金の預金者で、自身の使用する電子メールアドレスをお持ちのお客さまは、次項以降に定める方法により、ぐんぎんIDのユーザー登録をすることができます。ただし、<u>「ぐんぎんアプリ」</u>や「ぐんぎん手続きアプリ」、「オンラインアプライ」<u>等</u>により口座開設と同時にぐんぎんIDのユーザー登録を申し込む場合<u>等</u>は、登録方法が異なる場合があります、申込チャネルごとに定められる所定の方法によるものとします。 (変更なし)</p> <p>第5条 利用口座の登録 ～ 第15条 準拠法・合意管轄 (変更なし)</p>